

栃木市監査委員告示第21号

地方自治法第199条第7項の規定による、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成25年11月15日

栃木市監査委員 板倉安秀

栃木市監査委員 大出孝幸

記

1. 監査の実施日 平成25年10月4日
2. 監査の対象 財政援助団体（抽出）
藤岡町地域協議会研究会
3. 監査の方法
あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。
4. 監査の結果
補助の目的に適合した事務事業が執行され、良好なものと認められた。以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

藤岡町地域協議会研究会は、藤岡地域のまちづくりを推進するための調査・研究等を行うことを目的とした団体である。(平成24年3月27日設立)

藤岡町地域協議会研究会では、藤岡町地域協議会だよりの作成及び発行、総務班・教育厚生班・建設経済班のそれぞれの部会における藤岡地域の特性及び地域資源の調査研究、まちづくりに関する研修会参加等の調査研究活動を通して、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するとともに、平成24年度においては、渡良瀬遊水地エリアの活性化、道路環境の改善、ラムサール条約登録地の市内周知についての意見書を市長へ提出しており、地域社会における自治意識の醸成に多大な役割を担っている。

(2) 会計経理について

平成24年度における市からの補助金(760,000円)は、藤岡地域の特性及び資源を活かしたまちづくりを推進するための調査研究活動等を目的に交付されたもので、確実に受け入れられており、支出についても、その目的に沿って執行されている。

また、諸帳簿並びに書類は符合しており、おおむね適正に処理されていた。

<平成24年度決算状況>

収 入	760,073 円
支 出	379,473 円
差引残額	380,600 円

(注) 翌年度に繰越し、戻入の処理を行っている。

(3) 要望事項について

藤岡地域の課題を選定し、課題に対応した事業を重点的に実施するなど、その事業内容が各地域協議会間の交流等を含め、いろいろなところに波及効果として表れるような事業展開を期待する。

今後とも、市からの補助金を有効に活用され、地域自治の醸成及び住み良いまちづくりの推進に、積極的に取り組んでいただくようお願いものである。

しかしながら、この地域協議会調査研究活動支援事業交付金については、平成23年度に地域協議会の活動経費を予算化するよう地域協議会から意見書が提出されたことにより創設されたものであるが、用途を確認したところ、地域協議会だよりの印刷代が主であったため、一般会計における2款1項7目の藤岡地域自治区事業費に予算化して運営できるものと解するので、今後検討していただきたい。

地域まちづくり課においては、補助金の費用対効果を把握するとともに、市民の視点から評価し、所期の目的を達成するための指導助言を適切に行われたい。